

「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」 の予定価格への早期適用および特例措置について

国は、賃金水準の引上げ等による技能労働者の処遇改善を通じて、公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保する観点から、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表し、「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）と比べて全国平均で約3.4%引き上げました。

合わせて国は、労働市場の実態を的確に反映した予定価格となるよう、その積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用するよう各自治体に要請しています。

東京都においても、約1.6%の上昇となることから、新労務単価を速やかに予定価格に反映させるなどの措置を講じることとしています。

練馬区においても、工事等の品質確保とその担い手となる技能労働者の育成・確保には、適切な水準の賃金支払いが必要であることから、国および東京都に準じて、速やかに新労務単価を予定価格に反映させるとともに、旧労務単価で予定価格を積算した案件についても、可能な限り新労務単価に基づく予定価格に変更して入札を行います。

なお、当面の間は、新労務単価を反映して予定価格を設定した工事案件等については公表時にその旨を、公表後に新労務単価を適用して予定価格を変更したものについては、資格確認結果通知および指名通知等でその旨をお知らせします。

また、新労務単価に基づく予定価格の再積算が入札手続きに間に合わない場合等は、契約後に受注事業者から新労務単価に基づく契約金額に変更請求ができる特例措置により対応します。特例措置対象工事等の受注事業者の方には、手続き等について別途通知します。

受注事業者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への適切な賃金水準の確保および法定福利費相当額（事業者負担分および労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約について、より一層の対応をお願いします。